


平成28年7月7日

益田リサイクル有限会社
大場 志峰 様

鵜の鼻地域の環境を守る
代表者 野村 隆義 

益田リサイクル新工場（建設予定地：益田市遠田町147-2）建設計画に対する意見書

平成28年6月12日に安田公民館において開催された益田リサイクル有限会社（以下、甲という）による益田リサイクル新工場（建設予定地：益田市遠田町147-2、以下「新工場」とする）建設計画の説明会の内容について以下のとおり意見書を提出します。

6月12日（日）に開催された説明会については、島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（以下「同要綱」とする）第9条1項に規定された関係住民に対する説明と話し合いの場であることを通知した説明会でないにもかかわらず、甲は説明会の場において一方的な周知のみによって参加者にその旨を知らせた。

また、説明会内において地元住民から詳細な説明を求める声に対しても、甲の担当弁護士が「意見書を提出せよ」との回答に終始し、産業廃棄物処理施設が建設されることに対して不安を抱く地元住民の理解を得ようという姿勢は見られず、説明会内において、同要綱第10条に規定された意見書の提出期限が30日以内であることを通知されました。

地元住民としては事前に資料配布もなく、話し合いもなく、当日配布された資料について説明を受けただけのなかで、専門的な知識を持ち合わせていないにもかかわらず、極めて短い期間で自分たちの生活環境の保全上の見地から同要綱第10条に定められた意見書を取りまとめた次第です。本書面に対する回答はもちろんのこと、甲によるきちんとした説明会を再度開催することが優良で誠実な事業者だと考えておりますのでよろしくお願い致します。

地元住民としては、仮に新工場が建設された場合には、甲との良好な信頼関係がなければ今後の末永い共存はできないと考えています。しかしながら、甲のこのたびの説明会を含めた一連の対応等を鑑み、甲を信頼することのできるパートナーと考えることは極めて困難であると考えます。

以上の点からこのたびの意見書については、新工場の建設計画に反対する立場であることを申し添えます。

会のメンバーから出た意見・質問は以下のとおりですので、回答をお願いいたします。

記

1. 粉くずを換気扇で回すと騒音になる。
2. 匂いはどうか？（体に害があるか）
3. 排水はどうなるのか？
4. 市道において大型車の進入は対車とのすれ違いができる程大きくなく、大型車の於いては進入禁止にすべきである。
5. この“井の迫地区”は冬場はもかく海に面し、高台特有の風、最高の夕日、後ろに山、前には漁港、海遊び、北に鶴の鼻古墳群等、幼稚園、小、中学校は適当な距離にあり子育てに適した風の吹く井の迫地区です。この環境に住みたいと数年前から、新築住宅が、8軒、全住宅戸数は43戸前後から50戸を数えるまでに成っている（井の迫回覧個数）。この地区の環境を守るため、神仏を崇め、海岸清掃、道掃除等皆の力を合わせてやって来ました。ある日、後ろの山の養鶏場跡地に（跡地の奥）御墓が建てられました。その後降って沸いたようなゴミ処理工場設置計画・・・井の迫の環境を守る会を立ち上げ、今に至るまでの頭の痛い毎日です。井の迫の住民の中には、設置計画に反対できないものもいます。（幹旋企画との関係が有り）住民同士の小競り合いにも発展しかねない状況・・・。
新築に住んでいる人も、ゴミ処理工場が出来るのなら家を建てなかった・・・皆が言う、何故ここの・・・。
6. ここまでこの環境を守って来た我々には、ゴミ処理工場を作らせない権利は無いのでしょうか。養鶏場が撤退して、何年？束の間の平和だったのでしょうか。敷地直近の住宅が7軒、道路を挟んで数件、井の迫を去ってしまうかもしれません。“住宅専用区域外って何ですか。”“都市計画地区外って何ですか。”マンションやアパートの有る地区（専用区域）より、ずっと昔から住んで神仏を崇め、環境を守っているのに、差別して、色んな物を作らせて、住みにくくして過疎地にするのですか。
7. 住民の事を考えるので有れば、ゴミ処理工場では無く、住宅地にしていだきたい。工業団地はそのための物だと思われませんが、工業団地に工場を建ててく

ださい。工業団地はがら空きですよ。ゴミ処理工場のコマーシャルや看板の為に、この井の迫地区を犠牲にしないでください。

8. あの御墓は、貴方のご先祖を安置した、あの御墓はなぜあの位置なのですか。御墓を建てるのに、誰か反対しましたか！ゴミ処理工場では無いからです。少しでも、神仏を崇めるならば、ゴミ処理工場の直ぐ側に安置するのは、神仏を冒瀆する行為ではありませんか。少なくとも御墓を道具に使用してはいけません。
9. 農地委員さんの話では、2年前ぐらいに、地目変更をしている。(農地から宅地へ)工場は今まで露店で行っていた事を、建屋内で行う作業で、大小の廃棄物を分類して大きさを整え梱包して、出荷するような作業で有り、さしあたり問題の無いように思われ、地元の方と共に承認した。と聞いており、冒頭から嘘をついて農業委員会に計画書を出されたのですか。農地委員さんは、破碎機、粉碎機等の機械設置の話は聞いていない、とおっしゃっている。農地委員さんが「問題は無い」とおっしゃる為に、どんな方法で納得させられたのですか。
10. この時点で、計画書が既に存在しているのにもかかわらず、1回目の説明会では「白紙状態です」計画書などは有りません、とまた嘘を・・・。
11. 自治会長、地元住民(一部数人)、農地委員の方に本件についての対応が、非常に不自然なのは、会社絡みでの圧力又は何がしかの事が有ったのではありませんか。書類も半月も放置するなど考えられない。
12. 2回目の説明会(6/12 安田公民館)について。何か訳の分からない書類！弁護士さんも公害が発生することは考えられない、を連呼され、社長は口ごもりたじたじ！対抗意識を前にだそうとすると、専務がなだめ、説明会とは思えないものでした。東町工場設置時、上遠田自治会において説明会を行っている。今回が初めてではない・・・と又嘘？と思える発言があり、弁護士さんもダンマリ・・・。
13. 大事な所では、圧力と嘘をうまく使ってこられたように思えますが、違いますか。私には、時々東町工場の前の道路を通り、様子を見ております。今回の説明会前に、弁護士さんの視察、騒音計測を行われたそうですが、数ヶ月前に噂では、工場へのゴミの納入は、当分の間停止する事とお達しが有り、私が見ても周囲のゴミの山が無くなり、後ろに移され、かなりスリムになっていたように思われ、普段

の状態でない状態で、視察計測をされたなど思っておりますが違いますか。

14. このような状態では、設置計画自体も不明で、賛同と言った土俵にも上がらない状態で有るものと思われます。井の迫の環境を守る会の奮闘を他所に、この計画が実施されれば、少なくとも現状よりもこの環境が良くなることは無く、この地を好んで家を建ててきた人も次第に居なくなる。住んでいる者も、粉じんを吸い、煤塵に塗れ、騒音に悩まされ、汚水、臭い、交通事故・・・安心して子育ても出来ず、家を継いでいく人もなくなりゴースト地区と化す、その中でごみ処理工場だけが、燦然と輝きながら操業している。そんな井の迫地区には絶対にさせない。世の人はそれを許すのですか！無いと言って起こった福島原発事故、この発電所をつくらせなかったら放射能汚染は発生していない。工業団地のようにそれなりの所があるならば、そこで操業してください。又は操業できるように努力をしてください。井の迫地区は住宅地になるようにしてください。ゴミ処理工場が建つ様で有れば、徹底的に反対運動を展開し、出入りが出来なくなるまで、方法を駆使し阻止します。
15. 受け入れ予定量が10トン車までのトラック1台～10台を想定しているとあるが、どのような廃棄物がどの程度あるのか不明であり、種類、量とも明確にしていきたい。
16. 廃棄物処理法では、廃棄物処理施設の許可申請の際、申請書に施設の処理能力も記載しなければならないとしていますので（廃棄物処理法15条2項5号）、
想定量を超えて廃棄物を受け入れることは考えられませんかとあるが、そもそも説明資料には施設の処理能力の記載がなく、想定量も不明であり、説明になっていない。
また、「想定量を超えて廃棄物を受け入れることは考えられない」とあるが、なぜ「会社の責任において受け入れない」と断言しないのか、理由を説明していただきたい。
17. 公害が発生する可能性が極めて乏しいとあるが、想定される問題とその問題が発生した場合の具体的な対策がなく、責任を果たしているとは言えない。
18. 施設を出る前には付着物がないかを確認しますとあるが、その方法について説明いただきたい。
19. 破碎は廃棄物を粉末状まで細かくするのではなくとあるが、後段に粉塵の発生を抑えるため霧吹きを行うとあり説明が矛盾している。
20. 騒音について日常生活に悪影響を及ぼす騒音が発生することは極めて乏しいとある

が、可能性のある日常生活に悪影響を及ぼす騒音について説明をいただきたい。

- 2 1. ゴミの搬出入時の車両等による騒音、振動について周辺住民の日常生活に悪影響を及ぼすものでないことを明らかにしていただきたい。
- 2 2. 周辺道路は幅員が狭く歩道もなく、徒歩や自転車にとって大型車の通行は極めて危険であり、説明のあった安全対策では極めて不十分である。
- 2 3. 昨年の9月の地元説明会の時点で、ゴミ処理工場建設に対して地元から不安の声が上がっていることを認識しているにもかかわらず、すべて白紙であり説明できることはないと言い、以後説明をしないまま、先般6月12日に、事前の資料配布もせず、12日の説明会が最後の説明会であることを通知しないまま住民を集め、その場で最後の説明会であることを伝え、また、地元住民の詳細な説明を求める声に対しても「意見書を提出せよ」の回答に終始するなど、地元住民の不安を無視した一方的な工事着手を目論んでおり、地元住民としては、そのような企業と良好な信頼関係を築くことは極めて困難だと考えており、今後、いかなる説明を受けようともその内容を信用することができない。
- 2 4. 新工場の概要等に破砕する予定の廃棄物が列記されているが、なぜ「予定」なのか。
- 2 5. 石綿含有廃棄物等本来新工場で処理する予定でない廃棄物の場合、新工場で受け取ることなくそのままおろさずに持ち帰っていただくところがあるが、周辺には民家が近く石綿含有廃棄物が混入することは絶対にあってはならないが、石綿を含んだ廃棄物でないことを確認する方法の説明がなく、石綿を含んだ廃棄物を受け入れないことを信用できない。
- 2 6. 新工場の建設を予定している土地には民家が隣接しているが、なぜこのような場所に建設しようとするのか説明を求める。2-1 受け入れ産業廃棄物の確認方法 作業員目視確認とあるが1日10t車10台程度10×10 100t 確認出来るのか？
- 2 7. 粉塵対策は どうなっているのか？ 換気扇のみなのか？
風の向き強さで広範囲に飛散する
- 2 8. 汚水対策はどうなっているのか？
- 2 9. 床 コンクリート舗装 基礎部分の厚さは？

30. 二重トラップ構造とは何か？

31. 出た汚水はどう処理するのか？

32. 土壌汚染の対策

33. 騒音対策

粉砕するのに 静かな事務所程度の音とは思えない。動物の鳴き声が、うるさいのとわけがちがう。

34. 運搬車 通学時間は避けるとあるが、休日や休み期間中はどのようにするのか？

35. 計画用地近隣の道路は狭い。歩道無し。高齢者や子供には 大変危険。

36. 地盤調査の結果の公表する。

在庫最大数1種類につき 1日の処理量×14日分

$5t/日 \times 14日分 \times 10種類 = 700t$

700t + 出来た粉砕品在庫 + 基礎含む建築重量

37. 出入り口道路の舗装 路盤の調査を要求

38. 進入路や出口に交通警察員の常時配置

39. 工場出口にタイヤ洗浄プールの設置

40. 有害物 や 油 が外部排水路に流出した時の対応と補償

41. 問題発生時のとき迅速に対応出来るのか？

作業員 社員で対応できる能力はあるのか？

42. 会社説明で 弁護士による対応はあり得ない

住民が納得出来る説明がない

43. 配布された資料は東町工場の時の配布資料とほとんど同じ内容である。

資料の中に『想定』、『考えられません』、『可能性は極めて乏しいと考えています。』

(6箇所)、『非常に乏しい』、『考えています』、『考えにくいと判断しております』等の文言が多く、逆を言えば『可能性はある』と判断できる。

気象条件、周辺環境条件、運搬・搬出する路線条件等を地域、地域にあった説明書でなければ意味がない。

4 4. 資料(P1. 頁第 1)の弊社は環境美化に努めます。

工場周辺の環境美化はどのようにするのか具体的に記載なし。

資料(P3. 頁第 2-4)受け入れ予定量は、10t 車で 1~10 台/日程度と想定と想定量を超えて受け入れる事は「考えられません。」について想定量を超える事も有り得ると判断するので、曖昧な判断！

又、交通量からすると往復するので(7時間稼働)

10t 車 2~20 台/日……3.5 時間で 1 台から 21 分で 1 台

4t 車 5~50 台/日……84 時間で 1 台から 8 分で 1 台

2t 車 10~100 台/日……42 分で 1 台から 4 分で 1 台となる。

搬出台数を考慮すると更に大幅に台数が増える事が予想される。

4 5. 市道中の島木部線の車道幅員は最小 4.0m であり 10t 車で搬入、搬出すると一般車両と離合出来ないし交通事故の心配が懸念される。又、当該道路は急カーブ、急勾配があり視距がとれない為待避所等の効果はないと考える。対策として 2 車線道路とし歩道設置を行う事が必要である。

大幅に台数が増える事が予想されるのに小学生、中学生の通学、特に下校時の対策が何ひとつ取れていない。

4 6. 各図面があまりにも小さくて読み取れないので大きな図面での説明が必要である
又、2 箇所の進入路について市道中の島木部線の起終点の範囲が少ないし鶺ノ鼻漁港線(?)、鶺ノ鼻団地線(?)が図示していない。

4 7. 開発行為の面積の表示がなく許可が必要ではないか?

4 8. 造成計画での縦断図、横断図及び構造図の添付なし

4 9. 排水系統図がなく排水方向が不明。

5 0. 流域形態が現況と変更していないか?

5 1. 水理計算書の添付なし

- 1) 基準書の提示
- 2) 流域図
- 3) 確率年、時間雨量、係数等

- 5 2. 排水計画で流末(海)までの計算書の添付なし
- 5 3. 排水計画で JR とは協議済であれば協議書の添付する。
- 5 4. 排水計画及び道路計画で市とは協議済であれば協議書の添付
- 5 5. 市道取り付け部において交差点協議を行っているか。リサイクル社の資料によると搬入台数が 10t 車で 1～10 台/日、又従業員車両等考慮すると隅切でよいのか。又、上記 1 の 2 路線とのくい違い交差が生ずるし西側の進入経路は本部側からは急カーブ、急下り勾配となっている。
- 5 6. 工場敷地内の勾配表示なし
- 5 7. 工場建屋外のアスファルト舗装の範囲が不明
- 5 8. 1 号重力式擁壁部の排水は既設利用か。
- 5 9. 2 号重力式擁壁部の法尻の排水方法が不明
- 6 0. 同上の位置のフトン籠からの構造及び排水方法が不明
- 6 1. 2 号と 3 号重力式擁壁間の構造が不明
- 6 2. 3 号重力式擁壁部の法尻の排水方法が不明
- 6 3. 4 号重力式擁壁部の排水は既設利用か
- 6 4. 事務所敷地から 3 号重力式擁壁部間の法肩構造及び勾配が不明
- 6 5. 建屋部の排水は L 型側溝で通水能力が可能なのか
- 6 6. 排水で二重トラップを設置する箇所及び構造が不明

67. 青線(水路)部に地下排水工の適否及びサイズ記載なし
68. 工場では、破碎、選別、圧縮作業ということですが、将来焼却や中和処理の予定があるのでは？
69. 騒音を機械測定でクリアしても劣化等で騒音がひどくなるのでは？
70. 工場への搬入経路が狭く民家のすぐ横を通るのは問題ありすぎ。
71. 処理能力の1.4倍の保管があるのなら、ダンプの台数は問題ないのか？
(10 t ダンプ1台なら現実には2 t ダンプ5台となる・・・)
72. 仮に処理施設が閉鎖した場合の環境リスクは誰が負うのか？
73. ヒューマンエラーによる環境汚染は誰が防ぐのか？
74. 火災による環境汚染の原因は落雷、放火、ヒューマンエラー等があるが、全てのリスクに対応できるのか？
75. 交通公害の解釈はどう考えているか？事故が多発するかもしれないが対応できるか？
76. 騒音40 dBとはどれくらいのものか？
77. 臭いは本当にしないのか？
78. 排水の内容量は？
79. 動物に対する影響は？
80. 粉塵発生の内容は？
81. 事故の時の補償は？
82. 道路はどこに作るのか？

83. 予算（工場）？：工期？
84. 土地代は？
85. 工場の図面の理解出来る説明
86. ゴミの量、内容は？
87. 消費熱量→CO₂発生量は？
88. 工場内からの汚染水に有害物質が出ないとは思えない
89. 工場内からの粉塵が風の強い日など遠くまで飛び散るのでは？
90. 工場からの排水が海に流れるのは大変困る
91. 子供の通学路でもあるし、狭い道路で交通事故などが心配
92. 海には水産資源があり、山には野生動物や野鳥がいる。また、県指定文化財でもある史跡、鶉の鼻古墳群を有するこの地域の環境保全、形成また景観への影響が考えられるが、企業としてどのように考えているのか？
93. 地域の高齢者や高齢者施設、子育て中の親、乳幼児がいるなか、騒音、振動の感覚閾値は人によって異なることもある。したがって長年この土地で生活をしている住民、この地域の景観が良くて転居してきた住民に対し、建設施設及び施設の取り扱い内容は日常生活に支障がないと言い難いのでは？
94. 振動の値は、地質調査の結果も含まれてのことか？
95. 直接の地元また周辺地区への建設計画や説明等、倫理的に進めているとは思われず、現在、精神面で日常生活に支障をきたしている住民がいるということに対しどのように考えているのか？
96. 近年の気象状況（大雨、竜巻、強風など）を考えると、建設予定地の地理、環境から考えても安全面への不安があると思われる

97. 人員5～6名の内訳は？
98. 作業時間は記載されているが、休日は？
99. 道路は、小中学生だけでなく高校生の通学路でもある。また、配慮すべきは、子供たちだけでなく高齢者へも同様。企業として取るべき対応の回答を。
100. 会社として水質調査の実態把握を行っていくのか？
101. 4時半以降の清掃は、どこのことを示しているのか？
102. トラップの清掃に関して、2週に1回という根拠は？
汚染物が付着するだろうトラップ自体の清掃はどのように行うのか？その時点で、扱い方を誤れば、汚染水が流れることになると思われるが？
103. 現場での廃棄物に関する管理能力、土壌汚染を未然に防ぐための水質環境保全に対する会社の考え方、問題が発生した時の会社としての対応は？
104. 廃棄物付着の確認に関して、目視なのか洗浄なのか？目視ならば、どの程度を付着とするのか？
105. 搬入物にごくわずかであっても契約外の廃棄物が入っていたとしたら本当に荷を下ろさずに持ち帰ってもらうのか？わからなければ・・・(契約外の廃棄物であることの認識あるいは黙っていればという意味) 処理してしまうのでは？
106. 6月12日の説明資料の中で、工場建屋の床の厚さを15センチメートルと記載してあるものを、当日会場で5センチさらに高くすると発言した根拠は？何かあるからではないか？
107. 建屋の扉は、運搬車が出入りする際のみ開閉するのか？
108. 搬出する際には、シートは掛けないのか？
109. 搬入から中間処理、最終処分場へ搬出するまでの期間は？

- 1 1 0. 説明会で配られた資料で、説明していないもの（予測結果報告書、破碎設備の図面）について説明して下さい。見ただけではわかりません。
- 1 1 1. 産業廃棄物がトラックで運ばれて来てから出ていくまでの流れを詳しく説明して下さい。（どこに仮置きするのか、重機を使って仮置き、積み込み等をするのか等を含めて）
- 1 1 2. 雨水、排水の経路を詳しく図面にして出して下さい。
- 1 1 3. 公害が出ているかどうかのチェック（騒音、振動、土壌汚染、水質汚染）はどれくらいの頻度でどういう方法でチェックするのか？
- 1 1 4. 騒音について、産業廃棄物の積み下ろし時、重機を使用している時等、考えられる物全てについて調査して下さい。
- 1 1 5. 機械の詳細を説明して下さい。
- 1 1 6. 近隣住民の家の裏にボードの壁は何m？日照権の侵害にならないか？
- 1 1 7. 事業者は住民を第一に考えて欲しい。住民は住み良い土地を求めて来られているのだから。
- 1 1 8. 排水がどう出るのか明確に説明してほしい。洪水の可能性も考えられる。
- 1 1 9. 公害が出た場合、誰が責任をとるのか？
- 1 2 0. 汚水が流れては困る。
- 1 2 1. 通学路の交通量が増えたらどうするのか？
- 1 2 2. 今の排水で大丈夫なのか？
- 1 2 3. 臭いが出るそうだが体に対して心配。
- 1 2 4. 現状（建設前）の環境の調査をして下さい。→騒音、振動、臭い、雨水、排水、大気の調査をして、現状（建設前）を報告して下さい。

- 1 2 5. チップ状に破碎する際に少量の粉塵が必ず出るが、その粉塵はどう処理するのか？
- 1 2 6. 粉塵にはどのような成分が含まれているのか？
- 1 2 7. 従業員が5~6人と説明があったが、それぞれどのような仕事をするのか？
- 1 2 8. 本当に10tトラックが1~10台なのか？
- 1 2 9. 10tトラック1台が走行する時（上り坂、下りのエンジンプレーキ等）の騒音を測定して下さい。
- 1 3 0. 排水に二重トラップを設けると書いてあるが、二重トラップでどれだけの効果があるのか実証して下さい。
- 1 3 1. 汚物が流れたり、汚水が流れたりすることはあると思います。絶対にないという証明をして下さい。
- 1 3 2. トラックの清掃を出口付近でするということですが、汚水が増えるのでは？よその現場でついた汚れまでここで落とされてはたまらない。
- 1 3 3. 中間処理後の廃棄物が付着することはないと説明していたが、多少なりとも付着することはあると思う。たとえ少量でも1日8時間、年間を通じて操業するのであれば、積み重なり、かなりの量となるが、どうするのか？全く付着しないというのであれば、その根拠を示して下さい。
- 1 3 4. 処理前の産業廃棄物及び処理後の産業廃棄物それぞれの保管場所、管理方法、最大量を説明して下さい。
- 1 3 5. 汚水が出ると漁に影響する。漁業関係への説明が必要ではないか？
- 1 3 6. 産業廃棄物の種類を途中で変更することはないのか。変更されて、ゴミなどを取り扱うようになると悪臭が発生するのでないか。
- 1 3 7. 中間処理施設は住民が反対しても県が許可を出せば事業できるのか。

138. もし被害が出たときのことはどう考えているのか。
139. 紙くず、繊維くずの粉による家屋への被害の可能性は。
140. なぜ通学路にもなっているこの住宅地に中間処理施設を建設しようと考えたのか。
住宅密集地ではなく住民への被害が少ない山奥の方に建てるべきではないか。
141. 今年の風はひどく、その風の流れによって臭い・煙・チップにした木くずなどによる被害が出るのではないか。
142. 排水路は、直接海に流れるのか？
143. 仮に木くずなどが外に漏れて、それによって虫など湧いた場合はどうするのか？
144. 子どもたちが通るには狭すぎる道に、大型車が通行するのは危険ではないか。
145. 何かあった時にすぐに対処できる人はいるのか。
146. 遠田町第3工場は、第2工場より大幅に立地条件が悪いところにある。工場予定地は、隣接する住宅より高い土地にあるため、市道からは坂道になる。市道へ出る場合は、見通しが悪く、特に左側が見えにくい。市道は、幅が狭く利用頻度が高く小中学生の通学路の指定となっている。また、老人施設があり送迎用の車が多く通行する。保育園児の散歩道にもなっている。利用頻度が高い道路を利用する工場の建設や大型車（8～10トン）を通行させるのは大変問題がある。
147. 鵜の鼻地域の漁業・農業・市道利用者等に造成工事の内容・施工の方法を説明する必要がある。
148. 農地転用した際の農業委員会に提出した建設の計画書の開示を要求します。